

令和5年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
利根町立利根小学校	利根町教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の公表 URL
利根町立利根小学校	https://www.tone-school.jp/page/page001559.html

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
利根町立利根小学校	https://www.tone-school.jp/page/page001765.html	https://www.tone-school.jp/page/page001765.html

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- 計画通り実施できている
- 一部、計画通り実施できていない
- ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

特記事項なし

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している
- 実施していない

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

利根町の小学校では、時代の変化に対応できる児童の育成を目指し、英語教育の充実を図っています。平成30年度より特別の教育課程を編成し、1・2年生から英語の授業が時間割の中に位置づけられています。

1・2年生の児童は、「外国語の時間は楽しいですか。」「ALTと一緒に活動するのは楽しいですか。」の質問に、「思う」と回答する割合が多くなっています。また、授業の時間以外に、例えば「イングリッシュデー」を位置付けるなどの取組は、楽しみながら外国語にふれることができる活動となっています。

一方、学年が進むにつれて、外国語によるコミュニケーションを苦手とする児童もおり、中学生になっても楽しみながら英語でコミュニケーションを図ることができるようにすることが課題となっています。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

各小中学校の授業の中で、外国の文化を知る機会を積極的に取り入れています。また、授業以外においても、ALTと一緒に、休み時間に遊んだり、給食や掃除の時間を一緒に過ごしたりする機会をもつようにしています。

これらの取組は、学校教育基本法第21条 三「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。」の目標に迫ることができると考えています。

「外国のことをもっと知りたい。」の質問に、「思う」と回答する児童の割合が多く成果となっていますが、「どちらかというと思わない。」と回答する児童もおり、個に応じた指導を通して、互いの文化を尊重する気持ちを高める工夫をしていく必要があると考えています。

4. 課題の改善のための取組の方向性

3に示した課題を踏まえ、小学校の英語学習の中に、「目的を明確にした言語活動」「児童の問題意識を大切にした授業づくり」「五感を使って体感する授業づくり」を推進し、コミュニケーションの楽しさを味わえる授業づくりに努めます。

また、外国の文化を知る機会を積極的に取り入れていくため、授業内外において、「外国語に親しむことができる校内（教室）環境の整備」や「ALTと児童が関わる機会の積極的な導入」を目指し、課題の改善につなげます。